



# 鳥取市教育センターだより

第1号 平成30年5月18日発行

〒680-0053

鳥取市寺町150番地

TEL 0857-36-6060

FAX 0857-26-3878

E-mail

[kyo-center@city.tottori.lg.jp](mailto:kyo-center@city.tottori.lg.jp)

## 「すべての子どもが 幸せになるために」

所長 東田 重高

新緑の美しい季節を迎え、さわやかな風とともに木々の緑が新たなエネルギーを感じさせてくれるところとなりました。平成30年度がスタートして、早や1ヶ月あまりが過ぎようとしています。

各学校では、学校経営ビジョンのもと、新たな目標に向かって全教職員が心一つにして本年度の教育活動を進めておられることと思います。この1年間、子どもたちや教職員の皆様が健康で笑顔あふれる学校生活を送られることを願っています。

さて、鳥取市教育センターが開設されて12年目を迎えました。教育センターの運営につきまして学校関係者はもとより、多くの方々のご理解とご支援をいただき、深く感謝申し上げます。本年度は「教職員研修の充実」「特別支援教育の推進」「学校不適應の解消に向けた支援」を三つの柱として、各学校と連携を図りながら取組を進めていきたいと考えています。

鳥取市は4月より中核市となり、新たな一歩を踏み出しました。中核市教職員研修では、鳥取市の教育課題である「学校不適應の解消(未然防止)」と「学力向上」を軸に、複数のキャリアステージをつないだ研修を展開し、学校課題解決とOJTを支援します。

また、5月から鳥取市教育センター内に「こども発達支援センター」が開設されました。福祉と教育が一体となって発達相談、支援、教育相談等の窓口の一元化を図り、学校における特別支援教育の充実を推進することをめざしています。

これらは、「すべての子どもたちが 幸せになるために」中核市として重点的に取り組んでいる事業であります。子どもたちにとって、安心して学校生活ができる学級・学校づくりが重要となります。鳥取市教育センターといたしましても、このことを意識しながら学校や関係機関と連携を密にし、その役割を果たしていきたいと思っております。

ミッションを見据えながら職員一丸となって業務にあたっていきますので、本年度も鳥取市教育センターの運営にご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。





# 特別支援教育係

## 基本方針

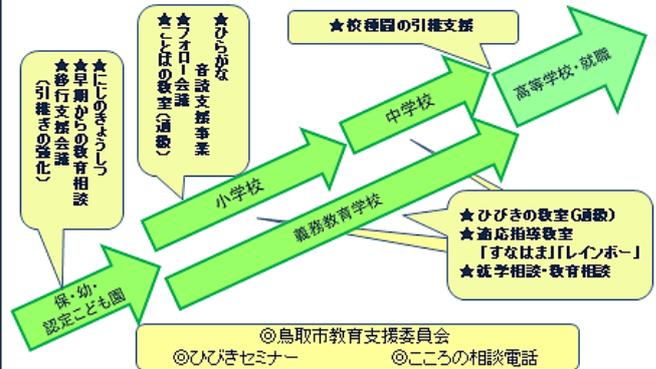
学力向上

学校不適応の  
未然防止と解消

特別支援教育の推進

- 個に応じた適切な支援の充実
- 関係機関との連携及び教育・福祉の一体化による切れ目のない支援と教育支援体制の充実

ワンストップの相談体制と一貫した切れ目のない支援の充実をめざします



【ミッション】情報の伝達と共有⇒情報の活用

特別支援教育が学校教育法に位置づけられて12年目、そして平成29年3月31日に新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領が告示されました。新学習指導要領において、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向け、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう、学習指導要領の示し方も充実が図られています。

本市の教育課題である「学力向上」と「学校不適応の未然防止と解消」のために、特別支援教育の推進は不可欠であり、児童生徒にとって一貫した切れ目のない支援や個に応じた適切な指導の充実が重要です。

そして、特別支援教育の推進と充実を図るためには、一人一人の教育的ニーズを把握し、学級経営の充実や児童生徒の発達支援、児童生徒理解や生徒指導の充実、家庭や地域との連携・協働が必要となります。

校長先生のリーダーシップのもと、各学校における校内支援体制の整備や組織的かつ計画的・継続的な取組を進めていただきますようお願いします。

また、就学相談の充実をめざし、平成30年4月に発行した「就学相談の手引き～保護者の安心のために～」もご活用いただきますようお願いします。

### 就学相談の手引き

～保護者の安心のために～



平成30年4月  
鳥取市教育委員会

### 【新学習指導要領の改訂のポイント】

- ★特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- ★各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を明示。
- ★障がい者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の推進。

### 【各教科における指導上の工夫】

★小学校及び中学校学習指導要領解説の各教科編の「指導計画の作成と内容の取扱い」において示されている、障がいのある児童生徒の「困難さ」に対する指導上の配慮事項を参考とすること。

(例) 小学校学習指導要領解説 国語編より

・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

(例) 中学校学習指導要領解説 社会編より

・地図等の資料から必要な情報を見つけ出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。